

令和4年 11月 1日
(農林水産部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者及び住所

株式会社 北市コンサルタント 金沢市田上の里1丁目139番地

2 指名停止期間

令和 4年 11月 1日から令和 5年 1月 31日まで (3箇月)

3 指名停止理由

株式会社 北市コンサルタントは、南加賀農林総合事務所および中能登農林総合事務所が発注した業務委託契約を締結したが、令和4年10月26日に人員不足等を理由に契約解除の申し出があり、県は、同年10月27日、石川県業務委託契約約款第41条の3第9号の規程に基づき当該業務の請負契約を解除した。

上記事実は、「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」別表第2第16号に該当すると認められるため、3箇月の指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第2 (贈賄又は不正行為に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上9箇月以内

農林水産部農業政策課
技術管理室
担 当 高橋
内 線 4651
外 線 076-225-1617